

## 令和6年度 第4回山梨県最低賃金専門部会 議事録（一部議事要旨）

1 日 時：令和6年8月2日（金）午後2時05分～午後6時25分

2 場 所：山梨労働局 1階大会議室

3 出席者：公益代表 今井委員、門野委員、反田委員  
労働者代表 小林委員、白倉委員  
使用者代表 長谷川委員、早川委員、丸茂委員  
事務局 小林労働基準部長、片山監督課長  
鈴村賃金室長、篠原賃金指導官

### 4 議 事

- (1) 山梨県最低賃金改正決定審議
- (2) その他

### 5 審議会内容

（賃金指導官）

お待たせいたしました。

定刻若干過ぎました、申し訳ありません。

ただいまから、山梨地方最低賃金審議会第4回山梨県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、労働者側の岡本委員から欠席の御連絡をいただいております。

それから、使用者側の長谷川委員におかれましては、若干遅れるということですが、30分程度では来られるということですので、お二人、今いらっしゃるかもしれませんが、全委員の3分の2以上で、かつ、各側3分の1以上の委員の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを報告いたします。

また、本専門部会につきましても、事前に公開、傍聴の希望に係る公示を行いました。傍聴希望者はありませんでしたので、併せて報告いたします。

それでは、反田部会長、以後の議事進行をよろしくお願い申し上げます。

#### 【 （1）山梨県最低賃金改正決定審議 】

（反田部会長）

皆様、昨日に引き続きまして、お暑い中お疲れ様でございます。

本日もよろしく願いいたします。

それでは、議事の（1）に入りたいと思いますが、審議に先立ちまして、事務局

から、各側の控室につきまして、説明をお願いいたします。

(賃金室長)

はい、よろしくお願いいたします。

本日、労働者側、使用者側それぞれに待機いただく控室につきましては、昨日と同じ、労働者側は「4階の相談室」、使用者側は「3階の中会議室」となっております。

待機いただく際には、事務局が御案内いたします。

また、公益委員による各側個別の金額折衝を行っていただく際には、それぞれ待機いただいている部屋に事務局が御案内に参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

(反田部会長)

それでは、山梨県最低賃金改正決定審議に入ります。

具体的な金額につきまして、労使双方とも、頻繁に購入する品目の物価の上昇率を基にして、金額の提示をいただいておりますが、まだ、若干開きがございます。

そこで、昨日、御検討を双方にお願いしたところであります。

その後の検討結果につきまして、従来例に従いまして、公益委員によって各個別の意見聴取に入りたいと思います。

付帯決議につきましては、昨年と同一内容ということで一致をしていただきましたので、そのようにしたいと思います。

それでは、各側の委員には、一旦控室で待機をお願いいたします。

しばらくいたしましたらお呼びに行きますので、よろしくお願いいたします。

では、審議は一旦中断といたします。

(以下、金額審議を実施。)

概要は、以下のとおり。

(1) 労働者側との折衝

ア 労働者の主張

近県との差を少しでも縮めたい。

前回部会後検討した結果、目安額プラス2円(52円)としたい。

イ 公益の見解

使用者側の主張を確認して、再度折衝することとされた。

(2) 使用者側との折衝

ア 使用者側の主張

前回部会では、50円程度もありうるのかもしれないという意向を示したも

のの、やはり、第4表②の上昇率を基本と考え、それに頻繁に購入する品目の消費者物価指数の上昇率を勘案して45円、目安を尊重して4円乗せて49円。

イ 公益の見解

もう少し検討して欲しい。

(3) 労働者側との折衝

ア 労側の主張

近県との差を少しでも縮めたい。

検討した結果、頻繁に購入する品目の消費者物価指数5.4%で計算して四捨五入した目安額プラス1円で51円としたい。

イ 公益の見解

使用者側の主張を確認して、再度折衝することとされた。

(4) 公益の見解

消費者物価指数を基礎として考えるが適当である。目安どおりのプラス50円での検討を再度、双方に求めた。

(5) 使用者側との折衝

ア 使用者側の主張

頻繁に購入する項目の数字をでも、10月、11月、12月を除くと4.5%くらいであることから、49円は妥当である。

イ 公益の見解

甲府市の消費者物価指数でも、食料品だけを取り出してみると5.477%であり、51.38円である。

労働者の生活、人材の確保等を考えると消費者物価指数を基礎として考えるが適当である。

目安どおりのプラス50円での検討を再度求めた。

(6) 労働者側の主張

目安が全国一律50円とされたので、近隣との差を少しでも縮めるため、目安額プラス1円で51円は譲れない。

(7) 使用者側の主張

49円を主張するが、公益案が示されることについては一定の理解をする。

(以上で金額審議終了)

(反田部会長)

大変お待たせいたしました。

それでは専門部会を再開いたします。

これまで、労使双方から個別にお伺いいたしまして、それぞれの見解をもとに、数次にわたって個別折衝をしてまいりました。

その結果、公益案を取りまとめることになりました。

それでは公益案を提示いたします。

(反田部会長)

公益案はお配りしたとおりでございます。

1時間、988円。

引上げ額は50円。

引上げ率は5.33%でございます。

(反田部会長)

それでは、この公益案について採決を行います。

慣例によりまして、反対からお伺いいたします。

この公益案に反対の委員は、挙手を願います。

労働者側1名、使用者側1名ですね。

はい、ありがとうございました。

次に賛成の委員は、挙手を願います。

労働者側1名、使用者側2名、公益2名ですね。

はい、ありがとうございました。

保留の委員はいらっしゃらないということによろしいですね。

それでは、ただいまの公益案につきましては、賛成5名、反対2名で全会一致とはなりませんでしたが、出席委員の過半数の賛成によりまして、公益案どおり可決させていただきました。

ありがとうございました。

(反田部会長)

それでは、ただいま決定いたしました公益案を、部会報告として本審に報告したいと思いますがよろしいでしょうか。

(各側委員)

(異議なし。)

(反田部会長)

ありがとうございました。

それでは、ただいまの専門部会の結論につきまして、8月5日に開催されます本審に、部会報告として報告することにいたします。

その後、本審で決議を行いまして、労働局長に答申をいたします。

答申後は、事務局において公示等の所定の手続を行った後に、10月1日の指定発効となる予定でございます。

それでは、報告案を事務局から配付していただきまして、朗読をお願いいたしま

す。

(賃金室長)

報告案につきまして、朗読させていただきます。

令和6年8月2日。

山梨地方最低賃金審議会会長、反田一富殿。

山梨地方最低賃金審議会、山梨県最低賃金専門部会、部会長反田一富。

山梨県最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和6年7月2日、山梨地方最低賃金審議会において付託された山梨県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり  
の結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

とういうことで、委員の皆様の御名前がございしますが、朗読は省略させていただきます。

1枚おめくりいただき、別紙となります。

山梨県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1、適用する地域、山梨県の区域。
- 2、適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。
- 3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。
- 4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間、988円。
- 5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。

6、効力発生の日、令和6年10月1日。

次のページにまいります。

付帯決議

当審議会は、令和6年度の山梨県最低賃金改正決定についての答申にあたり、政府等において、早急な諸対策の実施・検討を行うよう、付帯決議として、以下の4点を付する。

1、最低賃金の引上げにより、時給が上昇傾向にある結果、短時間労働者を中心として、いわゆる年収106万円・130万円の壁の影響による就労調整が行われる場合があり、結果として、人手不足の解消への悪影響や、労働者の実質的な所得の向上が図られないこととなることから、社会保障制度並びに税制度について、賃金引上げの情勢にあわせた検討を求める。

2、賃上げに伴い、特に中小企業・小規模事業者の負担が増大する社会保険料などについて、税制度を含め、企業の負担を考慮した制度の在り方について検討を求める。

3、税や社会保障費の増加から、国民負担率は右肩上がりに増加しており、物価上昇と相まって、実質的な所得の低下の一因となっているため、実質的な賃金引上

げとなるような制度の見直しについて検討を求める。

4、中央最低賃金審議会が目安答申においては、前年度の答申において政府への要望事項に含めた取組事項について、各取組に対して得られた効果の測定結果や分析、評価、検証等の結果などの記載がなされていないことから、次年度以降の審議においては、各取組事項の検証結果などを踏まえた目安額となるような、審議、答申内容とすることを求める。

次のページになります。

次のページは、山梨県最低賃金の改正決定審議経過の概要ということで、今まで皆様方に御審議していただいた経過を記載しております。

以上でございます。

(反田部会長)

ありがとうございました。

それでは、この報告文案で本審に報告したいと思いますが。

(長谷川委員)

すいません、一点、付帯決議に追加をお願いしたい事項があるのですが、どうしたらよいですか。

今、口頭で言ってもよければ。そのニュアンスしか言えないけど。

(反田部会長)

では、言ってみてください。

(長谷川委員)

本当に困窮している人については、最低賃金を上げてきたけれども、政府は、別の施策で手当てをするような施策をしてください、みたいな。

(反田部会長)

本当に困窮している人に対しては最低賃金引上げ以外の別途の施策を希望したい。

(長谷川委員)

そうです。

(小林委員)

最賃だけというのではなく、それプラスほかの施策も。

(長谷川委員)

毎月、1万円ずつでも2万円ずつでも払ってもいいじゃん。

本当に困っている人達って、全部使うので。  
公共事業やるよりずっといい。

(賃金室長)

そうでしたら、15時にお集まりいただいて。

(白倉委員)

付帯決議のその部分だけ確認させてもらって。

(賃金室長)

承知いたしました。

そのような形でさせていただきたいと思います。

(反田部会長)

それでは、この付帯決議を付け足しまして、部会報告とさせていただきたいと思  
います。

この点は、月曜日、本審が始まる前に再度確認するというところでよろしいでしょ  
うか。

(委員)

(異議なし。)

(反田部会長)

ありがとうございました。

## 【 (2) その他 】

(反田部会長)

それでは次に議事の(2)に移ります。

その他ですが何かございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(反田部会長)

よろしいでしょうか。

事務局からございますか。

(賃金室長)

本日採決が行われましたので、予備日の、専門部会予備日の8月5日の午後1時30分からは中止をさせていただきます。

8月5日、午後3時にお集まりいただきまして、先ほどの部会報告を少し確認をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、会長から御答申をいただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

御案内をさせていただきました8月5日は、JA会館の北側の駐車場が確保できませんで、反対側にあります焼肉きんぐの間に入っていただきますと、ハローワークの駐車場がございますので、お暑い中大変申し訳ありませんが、そちらのほうに駐車していただければありがたいです。

以上、よろしく願いいたします。

(反田部会長)

はい、ありがとうございました。

それでは、以上で第4回目の専門部会を終了いたします。

また、これもちまして、専門部会の審議は終了となりますが、5日の本審の前に付帯決議の文章につきまして御確認をお願いいたします。

本日の議事録の確認ですが、白倉委員と早川委員にお願いします。

それでは、長時間、御苦勞様でした、ありがとうございました。